



ひとり親家庭にエールを届ける

Y E L L ながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2019年8月

No.51

特集

【特集】仕事と育児・介護との両立のために

ひとり親の方の中には、育児に加えてご家族の介護に直面している方、または将来に向け介護について考えている方もいらっしゃるのではないかと思います。

「病院の付添で、半日でも休めないかな…」「介護のために年休を使い切ってしまった。これからどうしよう。」「子どもが病気で2週間以上入院することに。年休も残りわずか。職場に相談できるかな…」など、時間的制約を抱えて仕事との両立に悩まなければならない状況をふまえ、国としても仕事と家庭の両立支援を進めています。

そこで今回は、仕事と育児・介護の両立のために利用できる制度

『育児・介護休業法』の概要についてご紹介します。



■育児に関わる事項

◆育児休業

労働者（日々雇用除く）が、原則として1歳に満たない子を養育するための休業制度で、原則、子が1歳に達するまで連続した期間休業できます（最長2歳まで）。パート・アルバイト等であっても、一定の要件を満たせば取得できます。

◆子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日々雇用を除く）が、病気やけがをした子の看護、または子に予防接種・健康診断を受けさせる際、取得できる制度です。

休暇取得日数：1年に5日・子が2人以上の場合は10日まで

休暇取得単位：1日または半日（所定労働時間の2分の1）

◇育児休業給付金〈育児休業中の経済的支援〉

雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合、一定条件を満たせば、育児休業期間中に「育児休業給付金」が支給されます。（※詳細はハローワークまで）

■介護に関わる事項

◆介護休業

労働者（日々雇用除く）が、要介護状態（※1）にある対象家族 1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して休業を取得できる制度です。また、介護の対象となる家族は高齢の親だけに限りません。

※1：要介護状態…負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（※2）。

※2：常時介護を必要とする状態の判断基準は、下記の厚生労働省のページをご参照下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000145708.pdf>

◆介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者（日々雇用を除く）が取得できる制度です。

休暇取得日数：1年に5日・対象家族が2人以上の場合は10日

休暇取得単位：1日または半日（所定労働時間の2分の1）



◇介護休業給付金〈介護休業中の経済的支援〉

雇用保険の被保険者が介護休業を取得した場合、一定条件を満たせば、介護休業期間中に「介護休業給付金」が支給されます。（※詳細はハローワークまで）

■育児・介護共通の事項

◆育児・介護のための所定外労働の制限（残業の免除）

労働者が請求した場合、会社で決められた始業から終業までの時間を超える労働を免除することができます

対象：①3歳に満たない子を養育する労働者

②要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者

◆育児・介護のための時間外労働の制限

労働者が請求した場合、制限時間（1か月24時間、1年150時間）を超える時間外労働を制限することができます。

対象：①小学校就学の始期までに達するまでの子を養育する労働者

②要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者

◆育児・介護のための深夜業の制限

労働者が請求した場合、午後10時から午前5時（深夜）における労働を制限することができます。

対象：①小学校就学の始期までに達するまでの子を養育する労働者

②要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者

◆育児・介護のための所定労働時間短縮の措置

○育児のための所定労働時間短縮

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者に関して、1日の所定労働時間を原則として6時間とする短時間勤務制度を設けなければならないとされています。

○介護のための所定労働時間短縮

事業主は、要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者に関して、所定労働時間短縮等の措置を講じなければならないとされています。

※仕事と育児・介護との両立のための制度については、下記へ問合せ・ご相談下さい。

○長崎労働局雇用環境・均等部（室） ☎ 095-801-0050

※職場で起こる様々なトラブルなどの労働問題については、下記へご相談下さい。

○長崎労働相談情報センター フリーダイヤル 0120-783-258 / ☎ 095-821-1457

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき